

# 久留米工業大学同窓会会長候補者選挙規則

## (趣旨)

第1条 久留米工業大学同窓会（以下、「本会」という。）の会長候補者の選挙は、本規則に基づく推薦によって行う。

## (選挙期日等の告示)

第2条 会長候補者の推薦による選挙は、総会において行う。

会長は、前条の選挙を行うときは、選挙管理委員会を設置し、選挙を行う日の30日前までに、届け出の受付期間、締め切り日時、その他選挙に関し必要な事項を本会の事務所に掲示するとともに、会員に周知させるため、本会会報または本会のホームページに掲載しなければならない。

## (被選挙資格)

第3条 会長候補者の被選挙資格は、選挙を行う日の60日前までに、本会への入会手続きを正式に完了している正会員とする。

## (立候補の届出)

第4条 会長候補者になろうとする会員は、第2条による公示の日から選挙を行う日の20日前までに、別に定める文書により、5名以上が連署した推薦書及び所定の書類を添えて選挙管理委員会に届け出なければならない。前項の届出の受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、本会の事務所において行う。郵送による届出は、書留に限り、締め切り日時までに、本会の事務所に到着したものををもって有効とする。

## (候補者推薦の届出)

第5条 会長候補者になろうとする者を推薦しようとする正会員は、別に定める文書により、5名以上が連署して、推薦を届け出ることができる。ただし、同一会員が推薦できる候補者数は、1名のみとする。前項の届出は、前条に準じて行うほか、被推薦者が署名した承諾書を添えなければならない。

## (立候補の辞退と推薦届の取下)

第6条 立候補を届け出た会員は、その選挙が行われる前までに、本人が署名書により、選挙管理委員会に届け出て、立候補を辞退することができる。会長候補者になろうとする者の推薦を届け出た会員は、被推薦者の承諾を得て、前項に準じ、推薦届を取り下げることができる。

## (候補者一覧表の作成と送付)

第7条 選挙管理委員長は第4条及び第5条による届け出を締め切ったときは、直ちに候補者一覧表を作成し、本会の事務所に掲示するとともに、速やかに、役員及び関係者に送付しなければならない。前項の候補者一覧表の記載順位は、届出順とする。

## (投票権者と投票の方法)

第8条 会長候補者の投票権者は、投票を行うため、選挙管理委員長が議場の閉鎖を命じたとき、議場内にいる役員とする。投票は、別に定める投票用紙により、単記無記名投票によって行う。

## (投票の効力)

第9条 疑義のある投票の効力は、投票及び開票に立会うため、選挙管理委員長が、役員のうちから指名した選挙立会人が、選挙管理委員長の意見を聴いて決定する。

(無投票当選)

第 10 条 候補者が 1 名るとき、または 1 名を超えなくなったときは、総会の決議を経て、投票を行わずに、当該候補者をもって当選者とすることができる。

(会長候補者の必要得票数と当選者の決定)

第 11 条 会長候補者の選挙においては、第 8 条の投票権者の過半数の得票を得た最多得票者を当選者とする。過半数の得票者がいないときは、多数を得た上位 2 名を候補者として、再選挙を行い、多数を得た者を当選者とする。

(当選者の確定と宣告)

第 12 条 選挙管理委員長は、選挙立会人から、投票結果の報告を受けたときは、各候補者の得票数その他必要な事項を発表し、当選者の確定を宣告するものとする。

(規定していない事項と疑義の処理)

第 13 条 本規則に定めていない事項、あるいは選挙に関する疑義は、選挙管理委員長が処理する。

(規則の改廃)

第 14 条 本規則は、総会の議決を経て、改廃することができる。

附則

1. 選挙管理委員会は本会の同窓会本部内に設置する。
2. その他の詳細事項については選挙管理委員会が決定する。
3. 本規則は、制定の日（平成 26 年 6 月 21 日）から施行する。

制定 平成 26 年 6 月 21 日

※届出様式

- |                        |           |
|------------------------|-----------|
| 様式 1：久留米工業大学同窓会会長候補者選挙 | 立候補者推薦書   |
| 様式 2：久留米工業大学同窓会会長候補者選挙 | 推薦承諾書     |
| 様式 3：久留米工業大学同窓会会長候補者選挙 | 立候補辞退届    |
| 様式 4：久留米工業大学同窓会会長候補者選挙 | 立候補者推薦取下書 |